

北広島町明るい選挙推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公正かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるために有効適切な諸方策を企画立案し、明るい選挙運動の円滑かつ効率的な推進を期し、もって民主政治の健全な発展を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、北広島町明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の事業)

第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 話し合いの実施並びに話し合いの助言者の養成及び研修のための講演会を開催すること。
- (2) 選挙人を対象とした政治講座の開設、町内放送及び広報の利用並びにその他の資料による政治意識の高揚に関すること。
- (3) 明るい選挙推進のための講習会及び座談会を開催すること。
- (4) 話し合いの資料その他の明るい選挙推進のための資料を提供すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 この協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人
 - (3) 常任委員 若干名
- 2 会長及び副会長は、常任委員の中から互選し、総会で承認する。
 - 3 常任委員は、協議会構成団体等の中から推薦されたものを会長が委嘱する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 役員欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務権限)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会の構成員となる。

(顧問)

第7条 この協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任委員会で推薦する。
- 3 顧問は、会長の要請により会務に協力するものとする。

(協議会の事務局)

第8条 この協議会に関する事務を処理する事務局を設け、事務局を北広島町選挙管理委員会事務局内へ置く。

(事務局の職員)

第9条 この協議会の事務局に次の職員を置き、会長が任命する。

- 事務局長 1人
- 書記 若干名

(会議)

第10条 この協議会の運営のために、総会及び常任委員会を設ける。

- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会においては、次の事項を決議する。

- (1) 要綱の改正
- (2) 役員承認
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) その他総会で必要と認められた事項

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、協議会の運営及び総会提出事項について審議する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年2月27日から施行する。

別表（第4条関係）

北広島町明るい選挙推進協議会会員

役職名	人数
行政区長	全員
各地域振興会代表	4人
教育委員	5人
社会教育委員代表	2人
老人クラブ連合会代表	5人
選挙管理委員	4人
小・中学校長	21人
青少年育成推進協議会代表	4人
商工会代表	4人
女性会理事	8人
民生委員児童委員代表	4人
町PTA連合会代表	3人
人権擁護委員	12人
各地域身体障害者福祉協会代表	4人
学識経験者	若干名